

[事案 2021-329] 損害賠償請求

・令和4年7月4日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人に保険料を詐取されたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年2月から3月にかけて終身保険(保険料一時払)を3件契約したが、同年4月頃、別に4件目の保険を契約し、保険料を募集人に渡した。しかし、実際には4件目の保険は契約されておらず、保険料は募集人に詐取されたため、管理監督責任にもとづく損害賠償として、4件目の保険料相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人から、募集人に保険料を支払った事実を裏付ける証拠は提出されておらず、仮にそのような事実があったとしても、個人間の貸借であると思われるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)申立人と募集人との間には、個人間の金銭消費貸借契約が繰り返し締結されていることから考えると、仮に申立人が募集人に対して金銭を交付したことが事実であるとしても、個人間の金銭消費貸借契約である可能性があり、少なくとも、それが生命保険の保険料として交付されたものであると認定することは困難である。
- (2)保険会社の使用者責任の有無について判断するためには、金銭の交付の有無、金銭の交付された趣旨(生命保険の保険料として交付されたのかどうか)等について適正に判断しなければならないが、そのためには、申立人および募集人等に対する反対尋問権が保障された尋問等を行うことが必要不可欠であり、当審査会ではこのような手続は有していない。